変更の概要 遊漁料の納付場所変更

新旧対照表(下線:変更部分)

変更案

道志村漁業協同組合ほか1名

内共第18号第五種共同漁業権遊漁規則

第1条~3条 略

(遊漁料の額及び納付の方法)

第4条 第2条に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で道志村漁業協同 組合組合事務所(山梨県南都留郡道志村9237番地)、相模川漁業協同 組合連合会事務所(神奈川県愛甲郡愛川町半原914-3番地)又は別表 に定める場所において納付する時の遊漁料(表中「前売」という。) 及び遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料(表中 「定価」という。)は次表のとおりとする。

 $2 \sim 3$ 略

第5条~6条 略

別表 第4条第1項で定める場所

住 所	名称又は氏名		
南都留郡道志村45番地	両 国 屋		
々 49番地	湯		
々 957番地	月夜野キャプ場		
々 43番地	道志渓谷キャンプ場		
相模原市緑区青根2861-2番地	音久和キャンプ場		
<u>オンラインシステム</u>	つりチケ・フィッシュパス		

道志村漁業協同組合ほか1名

内共第18第五種共同漁業権遊漁規則

現行規則

第1条~3条 略

(遊漁料の額及び納付の方法)

第4条 第2条に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で道志村漁業協同組合組合事務所(山梨県南都留郡道志村9237番地)、相模川漁業協同組合連合会事務所(神奈川県愛甲郡愛川町半原914-3番地)又は別表に定める場所において納付する時の遊漁料(表中「前売」という。)及び遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料(表中「定価」という。)は次表のとおりとする。

 $2 \sim 3$ 略

第5条~6条 略

別表 第4条第1項で定める場所

住 所	名称又は氏名
南都留郡道志村45番地	両 国 屋
々 49番地	湯
々 957番地	月夜野キャプ場
々 43番地	道志渓谷キャンプ場
津久井郡津久井町青根2861-2番地	音久和キャンプ場